地域内消費促進電子クーポン活用事業業務委託仕様書

１．業務名 　　地域内消費促進電子クーポン活用事業

２．業務範囲 　南会津町内でのみ流通する電子クーポンの発行とその管理運営

３．委託期間 　契約締結日から令和８年３月31日まで

４．基本事項

（１）目的

地域内消費型の電子クーポンを発行し、地域内消費促進と経済活性化を図り、物価高騰等の影響を受ける町内事業者の支援を目的とする。同時に、プレミアムを付すことで、町内での消費喚起を促し、事業者および住民共にキャッシュレス決済の利便性の認知向上を図り、町内商工業分野でのＤＸ化を推進する。

（２）電子クーポンの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 南会津町プレミアム付き電子クーポン（仮称） |
| 発行総額 | 4,500万円（うちプレミアム分750万円） |
| プレミアム率 | 20％ |
| セット構成 | １セット5,000円単位で販売し、6,000円分の電子クーポンとして発行する。 |
| 購入限度 | １人あたり３セットまで |
| 販売期間 | 令和７年９月１日～令和８年２月28日　（予定）  ※ただし、９月１日～９月30日は町民先行販売期間とする。  ※売切れ次第終了。 |
| 利用期間 | 令和７年10月１日～令和８年２月28日　（予定） |
| 販売方法 | インターネット（専用サイト）による販売　※先着順 |
| 購入対象者 | 制限なし |
| 利用可能店舗 | 事前に申込み、審査後に加盟店舗として登録された南会津町内店舗 |

（３）電子クーポンの利用対象外

・換金性の高いもの（金券類、ギフトカード、切手、はがき、収入印紙等）

・電子マネーなどへのチャージ

・不動産に係る支払（土地購入、家屋購入、家賃の支払い等）

・たばこ事業法（昭和59年８月10日法律第68号）第２条第１項第３号に規定する製造た

ばこの購入

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第12号）第2条第

　1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第2条第5項に規定する「性風俗関連

特殊営業」に係る支払

・国又は地方公共団体への支払

・事業上取引（商品仕入れ等）に係る支払

・参加店舗自身での購入を偽る換金行為

・その他、各加盟店舗により定める商品、サービス

５．業務内容

（１）電子クーポンシステムの構築および電子クーポンの発行

・電子化されたクーポンの発行、流通、決済、管理が可能なシステムを企画し、構築する

こと。

・スマートフォン等のモバイル端末やＱＲコードを活用するなど、利用者が現金を用いな

い支払いができること。

・利用者および参加店の負担を考慮し、デジタルが苦手な方等にも配慮されたものである

こと。

・参加店ごとの利用実績や、精算処理を行うためのデータ抽出等が可能であること。

・参加店舗が決済情報及び精算情報、履歴を随時確認できること。

・システムに対する攻撃や不正侵入、情報流出等のセキュリティ対策を万全に行うこと。

・利用者がアカウントにログインする際に本人認証を確実に行い、第三者に不正利用され

る恐れがないようにすること。

・運用中などにシステム障害が発生した場合、迅速に復旧作業を行い、影響を受けたもの

に対して誠実に対応を行うこと。

（２）電子クーポンの販売

・販売方法はインターネット（専用サイト等）によること。

・不正購入防止のため、基本情報の収集及び申込時の誓約等により本人確認を行う。

・購入後の返金は不可とする。

・電子クーポンの販売を外部へ委託を行う場合は、別途受託者が行うこと。

・販売における手数料等は委託料に含むものとし、購入者に費用負担が生じないこと。

・効率的、効果的に広報計画を定め、電子クーポン完売に向けクーポン事業をWebサイ

ト等、ステッカー、チラシ、ポスター、のぼり旗等により広く周知すること。

・随時販売状況を確認し、余りが出そうなときは二次販売等を行う等、電子クーポンが完

売するまで販売努力を行うこと。なお、その方法等については両者協議のうえ決定する

こととする。

　　・商品券を購入した者の情報を整理し、商品券購入者データとして町に提出すること。

（３）参加店舗に対する業務

ア　参加店舗の募集

　・広く当事業の周知及び参加登録の募集を行い、200店舗以上の参加を目指すこと。

・参加店舗の参加資格については、南会津町内に事業所または店舗がある事業者等で、法

人、個人事業主の別、企業規模は問わない。ただし、以下に該当するものを除く。

I.　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第２条第１項第４号及び第５号に該当する営業を行う者

II.　特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行

う者

III.　役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法

律 第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号

に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有し

ている者に該当する者

　　・参加希望店舗等を対象に、本事業の概要、参加方法及び利用方法等についての説明会を

複数回実施すること。なお、説明会に係る費用は受託者が負担するものとする。

・参加店の募集は、電子クーポン利用開始後も随時行い、必要に応じて追加の説明会を開

催するなど、参加店が参加しやすい対応を行うこと。

　　・参加店舗の一覧を作成のうえWebサイト等で公開し、必要に応じ適宜更新を行うこと。

・参加申込は、Webフォームに限らず、参加店舗の事情に合わせて郵送やファクシミリ等

による手段を用意すること。

　イ　電子クーポンの決済及び換金

・換金業務を完了するまで、電子クーポンの売上金等を適切に管理すること。

・使用金額については参加店に対して月１回以上の換金手続きを行うこと。

・決済及び換金、精算手続きにあたっては、可能な限り店舗の費用負担を抑えた手法とす

ること。

　　・換金時において利用額に相違がある場合は、原因究明を行い責任をもって対応すること。

・決済の誤り等が生じた場合、参加店舗にて決済の取消、修正ができること。

（４）広報・周知・利用促進・サポートについて

・契約締結後、速やかに事業に係る専用サイト等を開設し、各種情報の更新を随時行なう

こと。

・電話やメールによる対応、利用者・事業者向け説明会等により、各者からの問い合わせ

対応ができる体制を構築すること。なおコールセンターの設置は必須とし、要件は以下

のとおりとする。

I.　設置期間は、販売告知開始日から参加店舗への精算処理完了後までを原則とする。

II. 苦情等には特に慎重に対応し、苦情の内容及び対応については委託者に速やかに

報告すること。

III. 問い合わせ内容等について記録をし、委託者に報告・提出すること。

・購入希望者及び利用者向けの紙マニュアルを作成すること。

・参加店舗向けの紙マニュアルを作成すること。マニュアルには、電子クーポンの利用方

法、管理画面の操作方法、遵守事項、違反事項及び違反した場合のペナルティ、よくあ

る質問と回答等について記載すること。

　　・利用者が購入分を忘失することなく利用できるように対策を講じること。

（５）成果品

　当該委託業務が完了した際は、利用者数や決済情報、効果検証の結果等を記載した実施報告

書を作成し、委託者に提出すること。 なお、様式は任意のものとし、紙媒体及び電子媒体で提

出をすること。

・提出物　 　ア　事業完了報告書

イ　実績報告および分析結果報告書

ウ 上記を収納した電子媒体

・提出先 　 南会津町　商工観光課商工振興係

・提出期限　 令和８年３月31日（火）

６　個人情報について

　　・受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任におい

て、厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了

し、又は解除された後においても同様とする。

・本業務完了後には、受託者が保有するデータ及び書類について、受託者の責任において、

情報漏洩等のないよう確実に破棄を行うこと。

・事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報、事業者売上情報等は町に帰属するもの

とし、町の指示に従い情報提供を行うこと。

・個人情報を取り扱う業務責任者、従業員（再委託先等も含める。）も同様とする。

７　その他の事項

・本仕様書の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提

案の内容に基づき、委託者と契約予定者による協議のうえ、必要な変更を加えて確定す

るものとする。

・発行した電子クーポンが利用期間内に利用されない等、参加店舗への精算がなされない

売上金及びプレミアム分原資の残額については、委託者へ返還すること。

　　・効果検証等のために各種データ等の情報を取得する場合には、必ず提供者の同意を得る

こと。

・本業務の遂行にあたっては、必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場

合には速やかに提出すること。

・本業務の実施に伴い作成した成果物の著作権は、委託者に帰属する。

・本業務に関して問題が生じた場合、緊急の対応が必要になった場合、また疑義が生じた

場合には、直ちに委託者と協議し、必要な措置を講じること。

・事故等の発生を確認したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な措置を速や

かに講じること。また、その発生原因が受託者にあるときは、受託者が責任をもって適

切に対処し、委託者に対して事故の内容及び対応結果、再発防止策等について直ちに報

告すること。